

【参考】「旧免許状所持者」と「新免許状所持者」

授与年月日（取得年月日）

中学校教諭一種免許状

本籍地 大阪府
氏名 浪速 太郎
平成四年十一月十一日生

社会 記
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

平成二十七年三月三十一日
平二六中一第九九九九号

大阪府教育委員会

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等 免許大学 人文学部人文学科
十二単位以上修得の分野名
卒業又は修了の年月日 平成二十七年三月二十五日

修得単位 教科に關する科目 二〇単位以上
教職に關する科目 三一単位以上
教育職務免許法施行規則第六十六条の六に定める科目 八単位以上

資格認定試験 合格年月日 *

有効期間の満了の日 平成二十七年三月三十一日

備考 免許状の取得経過

大阪府教育委員会 印

有効期間の満了の日

(新免許状所持者の免許状にのみ記載あり)

旧免許状所持者

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教員免許状を 1 種類でもお持ちの方

→ 「有効期間の満了の日」の記載は、ありません。←

(旧免許状所持者が H21.4.1 以降に新たに教員免許状を授与されたとしても、その教員免許状には同様に有効期間の満了の日の記載は、ありません。)

→ 生年月日によって、修了確認期限が割り振られます。

(ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方の修了確認期限は、栄養教諭免許状の授与年月日で割り振られます。)

新免許状所持者

平成 21 年 4 月 1 日以降にはじめて教員免許状を授与された方

→ お持ちの教員免許状には「有効期間の満了の日」が記載されています。←

→ 更新講習を受講できる期間は、生年月日では決まりませんので、ご注意ください。

(更新講習を受講できる期間は、有効期間の満了の日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間です。)

※ なお、「有効期間の満了の日」の日付が異なる複数の教員免許状を有する方は、最も遅い有効期間の満了の日の日付が、その方自身の「有効期間の満了の日」となります。